

ひろがり5

第6次筑後市男女共同参画計画

男女が共に責任を分かち合いながら
男女平等の実現をめざす

【概要版】



令和4年(2022年)3月
筑後市

〔第6次筑後市男女共同参画計画の基本的な考え方〕

1. 計画の目的

筑後市は、男女がお互いを尊重し認め合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる男女共同参画社会の実現を目指しています。

本計画では、ジェンダー平等や多様性も考慮した、男女共同参画の推進に関する様々な施策を体系化し、総合的かつ効果的に施策を展開することによって、これらの問題点や課題を解決し、男女共同参画社会の早期実現を図ることを目的としています。

2. 計画の基本理念

基本理念 「男女が共に責任を分かち合いながら 男女平等の実現をめざす」

3. 計画の位置づけ

本計画は、「筑後市男女共同参画推進条例（以下「条例」という）」第3条の基本理念を踏まえ、第4条の市の責務に基づき、第8条に規定する基本計画として位置づけ、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画として策定しています。

4. 計画の実施期間

本計画の期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。ただし、社会情勢や国の施策等の変化などにより、行動計画の運用に不具合が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。



〔施策体系〕

基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向
男女が共に責任を分かち合いながら 男女平等の実現をめざす	I 男女が共に参画する労働環境の推進 重点 【第2次 筑後市女性の活躍推進計画】	1 女性のしごと環境の充実化	(1) 女性の就労・再就労への支援 (2) 女性の活躍促進の支援 (3) 家族経営協定の締結促進
	II 男女が尊厳と誇りを持って生きる社会の実現	1 配偶者等からの暴力の根絶 【第3次筑後市DV対策基本計画】	(1) DV等に関する相談支援の充実 重点 (2) 迅速な対応のための関係機関との連携強化 (3) DV等に関する周知・啓発の推進
	III 男女が健康で安全に暮らせる社会の実現	1 生涯を通じた健康づくりへの支援	(1) 妊娠・出産からの健康支援 (2) ライフステージに配慮した健康支援
	IV 男女共同参画社会意識の浸透	1 政策・方針決定への女性の参画推進	(1) 審議会・委員会等への女性の登用促進 重点
	2 教育における男女共同参画の推進	(1) 市職員への啓発推進 (2) 保育に携わる者への啓発推進 (3) 男女共同参画教育の推進 (4) 適切な性教育の推進	
	3 市民との協働による男女共同参画のまちづくり	(1) 市民活動における男女共同参画の促進 (2) 地域活動における男女共同参画の促進 重点 (3) 防災における男女共同参画の推進	
	4 市民への情報提供と啓発 重点	(1) 男女共同参画に関する情報提供 (2) 男女共同参画に関する学習や啓発の充実	
	男女共同参画に関する市民への浸透状況の確認 (市民意識調査の実施)		

基本目標 I 男女が共に参画する労働環境の推進

重点

【第2次筑後市女性の活躍推進計画】

※基本目標 I を、【第2次筑後市女性の活躍推進計画】として位置づけます。

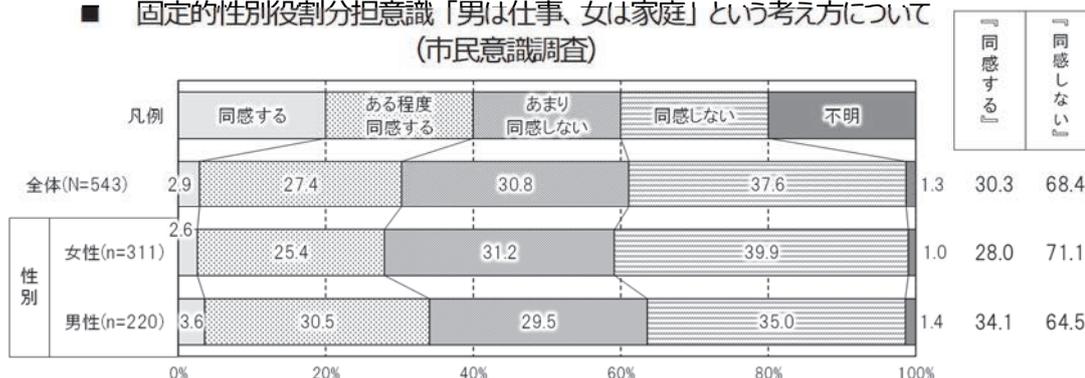


男女共同参画社会の実現には、すべての人が性別に関わりなく個性や能力を発揮することができ、それが正当に評価されることが重要です。しかし現状では、固定的な性別役割分担意識が根強く、女性の力が十分に発揮できていない状況です。また、共働き家庭であっても家事や育児・介護の面で女性の負担が変わらず大きいことから、家庭内の役割分担の不平等感の認識を共有し、見直すことも必要です。

本計画において、基本目標 I 男女が共に参画する労働環境の推進を、【第2次筑後市女性の活躍推進計画】として位置づけ、**就労支援のほか、職場や家庭において、男女が共に参画する労働環境の整備を推進**します。

今後、少子高齢化による更なる人口減少で将来の労働力不足が懸念されるなか、社会全体において女性の活躍は不可欠です。そして何より、職場における女性の活躍は、女性の経済的自立をもたらします。本市では、働く女性のための労働環境改善として家庭における男性の意識改革を促し、**女性の活躍を推進**することで、互いの人権を尊重する男女共同参画社会をめざします。

■ 固定的性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭」という考え方について (市民意識調査)



基本施策	施策の方向	具体的事業
1 女性のしごと環境の充実化	(1) 女性の就労・再就労への支援	1 女性の就労・再就労支援に関する情報提供
		2 女性の就労・再就労のためのスキルアップ支援
	(2) 女性の活躍促進の支援	3 多様で柔軟な働き方の情報提供
2 積極的な女性登用の促進	(1) 商工業への女性の経営参画の促進	4 農業者の家族経営協定の締結促進
	(2) 農業への女性の経営参画の促進	5 起業に関する支援
3 ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 仕事と「子育て・介護」の両立支援の充実	6 女性農業者の活躍推進
		7 男女共同参画の視点に立った「筑後市子ども・子育て支援事業計画」の実施
		8 家族介護者支援事業
		9 労働環境整備に関する情報提供
	(2) 男性の暮らし方・働き方の改革	10 子育て・介護応援宣言登録の推進
		11 特定事業主行動計画の実施
		12 家事シェアの推進
		13 家事シェア講座の開催
		14 父親の育児参画に関する事業の推進

基本目標Ⅱ 男女が尊厳と誇りを持って生きる社会の実現

※基本目標Ⅱ-1を、【第3次筑後市DV対策基本計画】として位置づけます。



配偶者等への暴力（DV）は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。多くの場合、被害者は女性であることから、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要課題です。

配偶者暴力防止法（DV防止法）では当初から法律婚・事実婚に関わらず対象となっていました。過去2回の改正により、「**配偶者**」の定義を**広範囲に拡大し、現在では交際相手・元交際相手も含めた範囲が対象**となったことから、いわゆる「**デートDV**」も対象に含まれました。

配偶者暴力防止法（DV防止法）による暴力の定義（全般）については、身体に対する暴力（殴る、叩く、蹴るなど）だけでなく、身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行動（精神的暴力、性的暴力）も含まれます。

このほか、令和3年（2021年）5月に「**ストーカー行為規制法**」が改正され、住居や職場・学校の他に「**実際にいる場所における見張り**」や、「**拒まれたにもかかわらず連続してSNS等を含めて文書を送る行為**」、「**GPS機器等を用いた位置情報の無断取得**」などもストーカー行為罪の対象となりました。

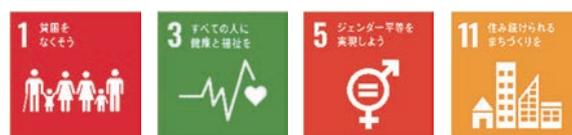
DVの相談窓口については、市のホームページや「**広報ちくご**」への掲載や、公共施設、協力医療機関や協力店の女子トイレにDV防止カードを設置することで周知を図っています。DVを未然に防ぐため、或いは起きてしまった事態に迅速に対応するため、今後も第3次筑後市DV対策基本計画に基づき、気軽に相談できる体制づくりに努めます。

DVの被害にあった場合、**一人で悩まずに速やかに支援や保護を受けられる事が重要**です。市民への啓発や情報共有をより一層進めます。



基本施策	施策の方向	具体的事業
1 配偶者等からの暴力の根絶 【第3次筑後市DV対策基本計画】	(1) DV等に関する相談支援の充実 重点	15 女性支援相談職員の資質向上
	(2) 迅速な対応のための関係機関との連携強化	16 庁内外の関係機関との連携による支援の充実
	(3) DV等に関する周知・啓発の推進	17 DV防止等に向けた啓発推進及び相談窓口の周知
2 性に関するあらゆる暴力の根絶	(1) 性に関するあらゆる暴力を防止する環境づくり	18 性暴力及びセクハラの防止に関する啓発
3 様々なハラスメントの根絶	(1) 様々なハラスメントを抑止する環境づくり	19 様々なハラスメントによる人権侵害の抑止啓発

基本目標Ⅲ 男女が健康で安全に暮らせる社会の実現



男女が個性を伸ばし、いきいきと活躍するためには、生涯を通じて健康を維持することが大切で、男女がお互いの身体的性差を理解し、人権を尊重しながら思いやりを持って生きることは、男女共同参画を推進する上での基本的事項です。

特に、女性の健康は、ライフステージに応じて性と生殖に関する変化が訪れます。女性の活躍促進に伴い、妊娠・出産期からの健康支援が必要です。

また、人生100年時代に、若者から高齢者まで、全てのの人に活躍の場があり、元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要な課題となっています。少子高齢化が進むなか、**高齢化率の増加**とともに課題となるのは、高齢者のみの世帯及び、高齢者の一人暮らし世帯の増加です。本市でも高齢者の孤立を防ぎ地域での見守り体制を充実させるとともに、高齢者が様々な社会参加を通じて、生きがいを持って健康に暮らせるよう支援する必要があります。

経済活動における男女が置かれた状況の違いを背景として、女性は貧困など生活上の困難に陥りやすくなっている状況にあります。このほか、高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯（DV被害者世帯を含む）、多子世帯などの生活上の困難に直面した人への支援も必要です。令和2年（2020年）からの新型コロナウイルスの感染拡大は、非正規雇用の割合が高い女性の生活や心身に深刻な影響をもたらしています。生活上の困難に直面した人への支援のため、関係機関が連携し、それぞれの事情に応じた適切な支援を実施していきます。

本市では、健康な生活を維持し、**全ての人が安全に暮らせるような社会の実現**をめざします。

基本施策	施策の方向	具体的事業	
1 生涯を通じた健康づくりへの支援	(1) 妊娠・出産からの健康支援	20	母子健康施策の促進
	(2) ライフステージに配慮した健康支援	21	主体的に取り組む健康づくりの促進
		22	介護予防の推進
2 生活上の困難に直面した人への支援	(1) 高齢者の生活・自立支援	23	高齢者の相談及び生活・自立支援
		24	ひとり親世帯の自立支援の推進
		25	生活困窮者自立支援制度による相談支援
	(2) 経済的な困難を抱えた人の生活・自立支援	26	公営住宅の入居優遇措置制度
		27	養護老人ホームの入所措置制度
		28	成年後見制度の周知と手続き支援

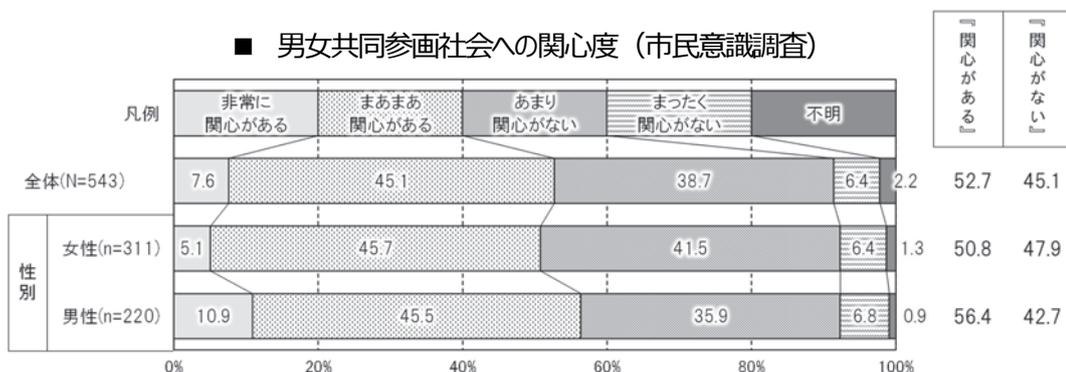
基本目標Ⅳ 男女共同参画社会意識の浸透



本市では、男女共同参画社会の実現に向けて、今後も市民への継続的な啓発や教育を行い、私たちの日常生活において一人ひとりの意識を変えていくことにより、男女共同参画社会意識の浸透をめざします。

家庭や保育・学校教育の現場においても、アンコンシャス・バイアスや固定的な性別役割分担意識の影響を与え、可能性がります。性的指向、性自認等で異なる性のありようを持つ人たちが学校や社会生活のあらゆる場面において、様々な困難を抱えていることも指摘されています。これらの対策や改善に向けて、**幼少期からの啓発や教育等が必要**です。

地域における自治会等の役割として、住民が主体的に地域の課題に取り組む必要があります。誰もが住みやすい社会形成のためには、多様な人材が地域活動に参画する必要があることから、**多くの女性が参画する様な仕組みづくりが必要**です。



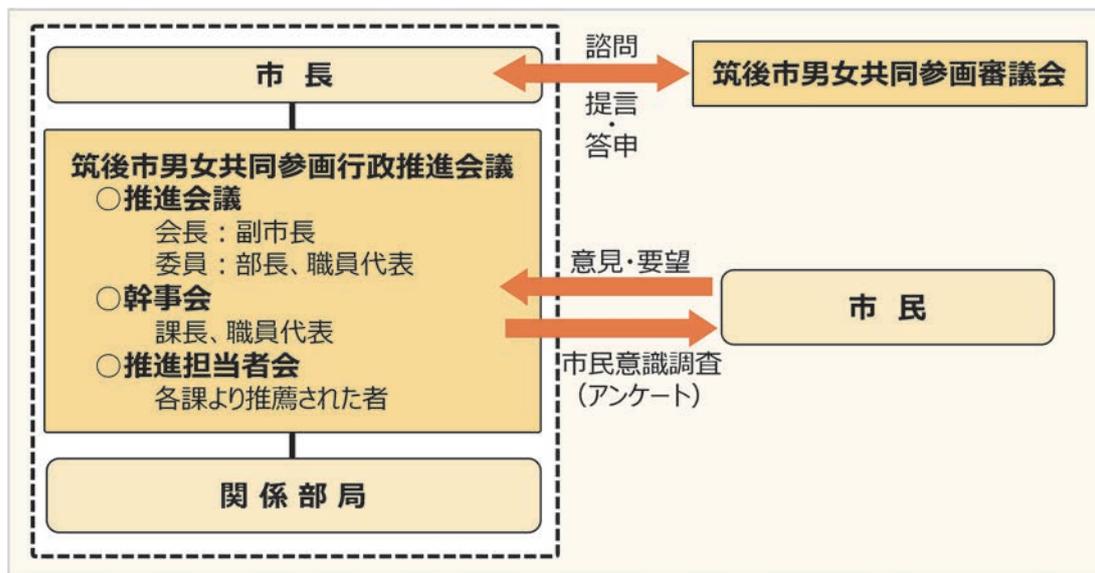
基本施策	施策の方向	具体的事業
1 政策・方針決定への女性の参画推進	(1) 審議会・委員会等への女性の登用促進 重点	29 選任要綱の遵守と女性の登用促進
		30 女性人材リストの充実
		31 審議会・委員会等における託児の実施
2 教育における男女共同参画の推進	(1) 市職員への啓発推進	32 市職員研修の実施
	(2) 保育に携わる者への啓発推進	33 保育者等の啓発と研修の実施
	(3) 男女共同参画教育の推進	34 教育活動全体を通じた男女共同参画教育の実施
	(4) 適切な性教育の推進	35 発達段階に応じた性教育の充実
3 市民との協働による男女共同参画のまちづくり	(1) 市民活動における男女共同参画の促進	36 市民活動における女性の活躍促進
		37 行政区長への女性登用促進
	(2) 地域活動における男女共同参画の促進 重点	38 公民館長への女性登用促進
		39 地域役員における女性参画の推進
	(3) 防災における男女共同参画の推進	40 地域防災活動へ女性の参画推進
41 女性消防団員の人材育成や活動支援		
4 市民への情報提供と啓発 重点	(1) 男女共同参画に関する情報提供	42 市民広報等による情報提供と啓発
		43 男女共同参画に関する図書等の充実
	(2) 男女共同参画に関する学習や啓発の充実	44 ちっごふれあいフォーラム等の開催
		45 人権に関する学習会を通じた啓発

〔推進体制〕

1. 計画推進体制の強化・徹底

本計画の施策について、職場、家庭、地域、学校や社会参画の場などの広範囲かつ多岐にわたる取組に対し、全庁的な調整や進捗管理を行い、男女共同参画の推進を実効性のあるものにするため、推進体制を整えます。

■ 計画の推進体制



本市の男女共同参画に関する市民への浸透状況の確認を行うため、計画期間の4年度目（令和7年度）に市民意識調査（アンケート調査）を実施します。

2. 計画の進行管理と見直し

計画期間の最終年度に計画の見直しを行うこととします。計画の進捗管理は、PDCA サイクルの考え方を参考に、下記の検証サイクルにより実施します。

■ 男女共同参画計画の管理と検証サイクル



【第6次筑後市男女共同参画計画】 令和4年(2022年)3月 (編集・発行:筑後市 男女共同参画推進室)
〒833-8601 福岡県筑後市大字山ノ井 898 番地 ☎0942-65-7051(直通) <https://www.city.chikugo.lg.jp/>